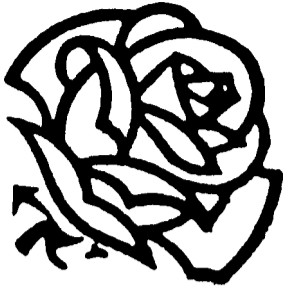


白ばらは明るい



選挙のシンボル

しろばらだより

第114号

掲示板

有権者 平成14年12月2日現在
(定時登録者数)
 男子 191,371人
 女子 187,995人
 計 379,366人

発行所 〒271-8588 松戸市根本387番地の5
 松戸市選挙管理委員会
 松戸市明るい選挙推進協議会
 でんわ 047(366)7386

明るい選挙習字作品募集

募集

選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会では、未来の有権者である市内の小・中・高校生のみなさんに今から少しでも選挙に関心を持っていただくため「明るい選挙習字作品募集」を毎年実施しています。

小・中・高校生のみなさんの多数の応募をおまちしています。内容及び応募要領は次のとおりです。

●内容
 明るい選挙及び明るい社会を表現する内容のもの(例 正しい一票伸びゆく松戸・明るい選挙)

●応募資格
 市内在住の小・中・高校生

●応募方法
 市内の学校へ通学している人は、各学校をとおして、市外の学校へ通学している人は、直接選挙管理委員会へ応募して下さい。

●規格
 画仙紙
 (たて83cm×よこ21・5cm)

●締切
 平成15年1月10日(金)



※応募作品には左端に学校名、学年、氏名を必ず明記して下さい。

●賞

特別賞(市長賞・議長賞・教育長賞・委員長賞・会長賞) …… 賞状・記念品
 佳作 …… 賞状・記念品
 入選 …… 賞状・記念品
 応募者 …… 参加賞

●作品展

特別賞・佳作及び入選作品は、平成15年2月6日(木)～2月12日(水)の午前10時～午後6時まで(最終日は午後3時終了)伊勢丹松戸店新館九階「アートスポットまつど」において展示します。

明るい選挙啓発ポスター

標語作品募集

松戸市審査結果

標語入選者

平成14年度「明るい選挙啓発ポスター募集」には、多数の応募があり、去る9月10日に審査した結果15点が入選しました。

また、ポスター募集とあわせて実施した「明るい選挙啓発標語募集」についても多数の応募の中から28点が入選しました。

入選作品については第2次審査(県選挙管理委員会審査)へ送りました。市選挙管理委員会審査における入選者は、次の方々です。

ポスター入選者

- 小学生の部
 - 〔中部小学校〕 栗山祐太郎
 - 〔松ヶ丘小学校〕 木村 瞳
 - 磯崎由実
 - 〔牧野原小学校〕 田中みゆき
 - 〔殿平賀小学校〕 植島知代
 - 中学生の部
 - 〔第五中学校〕 吉次博昭
 - 〔小金中学校〕 猪爪彩香
 - 宮原崇至
 - 一般の部
 - 鈴木正介 (敬称略)

●小学生の部

- 〔相模台小学校〕 六戸研滋
- 〔矢切小学校〕 鈴木大輝
- 〔馬橋小学校〕 曾根理恵子
- 〔小金小学校〕 長尾ゆきな
- 猪又和樹
- 〔小金北小学校〕 小野田祐樹
- 江原樹里・鈴木怜美
- 〔旭町小学校〕 宮下卓也
- 本間隼人
- 〔松ヶ丘小学校〕 佐原純平
- 桑原宇美・石原弘起
- 〔殿平賀小学校〕 平川夏子
- 〔横須賀小学校〕 長 翼
- 草間美咲・篠田千恵子
- 猪爪桃子
- 〔聖徳大学付属小学校〕 木幡映美
- 高橋さや香

●中学生の部

- 〔第一中学校〕 渡邊 新
- 齋藤しおり
- 〔旭町中学校〕 本間陽奈
- 一般の部
 - 座間喜代子・志水けいこ
 - 白石昌明・鈴木次男 (敬称略)
 - 高橋富榮

たくさんのお作品を
 応募いただき、ありがとうございました。



議員の任期は？

選挙で選ばれた代表は、一定の期間、その公職についてみんなのために働くこととなります。この定められた期間を「任期」といいます。議会の解散や本人の退職などがない場合は、代表は「任期」が満了するまでその職につきま。それぞれの任期と、任期満了までの年数の数え方は次のとおりです。

衆議院議員 任期4年

総選挙の投票日から数えます。任期満了による総選挙が任期満了前に行われた時は、前任の議員の任期満了の翌日から数えます。

参議院議員 任期6年

前議員の任期満了の翌日から数えます。通常選挙が前議員の任期満了の日の翌日後に行われた時は、通常選挙の投票日から数えます。

都道府県議会議員 任期4年 市区町村議会議員

一般選挙の投票日から数えます。任期満了による一般選挙が任期満了前に行われた場合で、前任の議員が任期満了の日まで存在した時は、その任期満了の日の翌日から数えます。

知事・市区町村長 任期4年

選挙の投票日から数えます。任期満了による選挙が、任期満了前に行われた場合で、前任者が任期満了の日まで存在した時は、その任期満了の日の翌日から数えます。

※補欠議員の任期

衆議院議員、参議院議員、都道府県・市区町村議会議員の補欠議員(補欠選挙で議員になった人)は、それぞれその前任者が残した任期を引き継ぎます。また、市区町村議会議員の増員選挙によって議員になった人の場合も、その他の一般選挙で選ばれた議員の任期と同じになります。

※知事、市区町村長の任期の特例

知事、市区町村長が任期満了前に退職を申し出て、その退職の申し出によって行われた選挙の場合、前任者が再び当選した時は、その任期は前回残した任期しかないものとされています。

ご存知ですか？ 検察審査会

検察審査会とは？

選挙権を有する国民の中からくじで選ばれた11人の検察審査員が、一般の国民を代表して、検察官が被疑者(犯罪の嫌疑を受けている者)を裁判にかけなかったこと(不起訴処分)のよしあしを審査するのを主な仕事とするところです。

これまでに検察審査員又は補充員(検察審査員に欠員ができたときなどに、これに代わって検察審査員の仕事をすること)として選ばれた人は約48万人にもなり、多くの人たちが国民の代表として活躍しています。



検察官

不起訴処分

不起訴になりました。

審査はどのようなときに？

犯罪の被害にあった人や犯罪を告訴・告発した人から、検察官の不起訴処分を不服として検察審査会に申立てがあったときに審査を始めます。

また、検察審査会は、被害者などからの申立てがなくても、検察官が不起訴にした事件を職権で取り上げて審査することもあります。



申立て

納得できません。不起訴は

審査の方法は？

検察審査会は、検察審査員11人全員が出席した上で、検察審査会議を開きます。そこでは、検察庁から取り寄せた事件の記録を調べたり、証人を呼んで事情を聞くなどし、検察官の不起訴処分のよしあしを一般国民の視点で審査します。

また、検察審査会議は非公開で行われ、それぞれの検察審査員が自由な雰囲気の中で活発に意見を出し合うことができるようになっています。



審査

検察審査員

審査の結果は？

検察審査会で審査をした結果、更に詳しく捜査すべきである(不起訴不当)とか、起訴をすべきである(起訴相当)という議決があった場合には、検察官は、この議決を参考にして事件を再検討します。その結果、起訴するのが相当であるとの結論に達したときは、起訴の手続がとられます。

